令和元年度 第3回豊能町教育委員会会議 (6月定例会)会議録

日 時: 令和元年6月28日(金) 午後4時00分開会

場 所: 豊能町役場2階 大会議室

出席者: 教育長 森田 雅彦

教育長職務代理者宮崎 純光教育委員太田 佳子教育委員川村 新教育委員岸本 惠子

教育委員 坂口 敏子

事務局: 教育次長 八木 一史

教育総務課課長入江 太志教育支援課課長内野 慎也子ども育成課長田家 充生涯学習課課長中谷 匠生涯学習課課長補佐萩原 哲也生涯学習課副主幹(図書館館長)藤木 裕美

教育総務課課長補佐 中谷 康彦

傍聴者: 5名

会議次第

○審議事項

第4号議案 豊能町立文化ホール条例施行規則改正について

第5号議案 豊能町立図書館運営規則改正について

開会 午後4時00分開会

(事務局)

会議に入ります前にご報告いたします。6月13日の町議会において、教育長の任命について同意を求める件が上程され、可決されました。翌14日付で森田教育長が就任されております。報告は以上であります。

(議 長)

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

6月13日に議会の皆さんの同意をいただきまして、翌14日、塩川町長から任命され、 教育長に就任しました森田雅彦です。微力ではございますが、これまでの経験を活かしまして 教育委員の皆様と力を合わせ、そして事務局一丸となりまして学校、幼稚園、保育所等を 支援してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 それでは、定例会をはじめます。

ただいまの出席委員は6名です。過半数に達していますので、ただいまから令和元年度第 3回豊能町教育委員会会議(6月定例会)を開会いたします。

会議録署名人を教育長職務代理の宮﨑委員にお願いいたします。

(議 長)

本日は、審議事項2件を議題とさせていただきます。

まず、第4号議案「豊能町立文化ホール条例施行規則改正について」でございます。 事務局より説明を求めます。

(事務局)

第4号議案「豊能町立文化ホール条例施行規則改正について」を説明いたします。

本件は、規則の条項や様式の改正と令和元年10月1日より消費税及び地方消費税の引き 上げに伴い、ユーベルホールの付属設備使用料金の額について、見直すものでございます。

豊能町立文化ホール条例施行規則(平成4年豊能町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正するものです。

豊能町立文化ホール条例施行規則新旧対照表をご覧ください。

下線部分が変更した個所となっております。

第10条中「第12条」を「第13条ただし書」に改める。第17条中「第14条」を「第 15条」に改める。

こちらは、豊能町立文化ホール条例の以前に条項を追加した際に、規則の条項もそれに合わせて改正しないといけないところでありましたが、改正ができていない状況にあり、条ずれが生じていたため、今回の一部改正において改正するものです。

次に別表第2の付属設備使用料金につきましては、

基本的に、現行料金を108で割戻し、110をかけた数値を算出し、そのあと、10円 未満を四捨五入して端数処理を行っています。

また、バレエシート、フルコンサートビアノB、テレビ中継料につきましては、現行料金が 10,280円となっており、豊能町立文化ホール条例第 11 条第 2 項の規定に「1 設備 1 回につき 10,000 円の範囲内で規則に定める使用料を納付しなければならない」とあるため、今回、整合性を図るため、10,000 円に減額するものです。

こちらは、平成26年4月に消費税が8%とされたときに10,280円に改正されており、本来10,000円を超えて徴収することができないため、差額の280円につきましては、還付の手続きを取りたいと考えております。対象としましては、フルコンサートビアノBが、62件31,200円で、バレエシートが14件3,920円で、合計74件35,120円となります。

あと、平成から令和に元号が改正されたことによりまして、様式 1 号から 6 号までの「平成」となっている元号を削除するものと様式第 3 号中「第 1 2 条」を「第 1 3 条」に改めるものです。

附則としまして、この規則は、令和元年10月1日から施行するものです。

経過措置としまして、この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後 に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料につ いては、なお従前の例によるものです。

説明は以上です。ご審議たまわりご決定いただきますようお願いいたします。

(議 長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委 員)

10,000円を超えて徴収できないというのは、上位条例によるものということなのですが、そちらを改正しても良いのかと思ったのですが。使用者側としては安い方が良いのでしょうが、そうなると貸出備品が高価なものは置けないということもあろうかと思いますので、上位法令を変えておいた方が、柔軟性が高いと思いましたので。

(事務局)

考え方の一つとしまして、そのようなことも検討はいたしましたが、ホール設立以来、住 民負担も考え上限を設けたこの条例でやってきておりますので、それを尊重しております。 今後高価な備品を置くようなことになれば、その際に条例を改正すればと思っております。

(委 員)

異論はないのですが、上限10,000円の根拠とか分かれば教えてください。

(事務局)

開館当初にユーベルホールにおりまして、使用料の定め方につきましては開館当初の館長が元々池田市のアゼリアホールの館長で、条例等は池田市のものを踏まえて定めております。

(委員)

使用料について還付をするということですが、10,280円に値上げしたときに遡り還付をするということですか。

(事務局)

平成26年4月にまで遡って還付をいたしたいと考えております。

(委 員)

他の機材も価格は決まっていますが、これもどこかに合わせて決まっているのですか。基準とかはあるのでしょうか。

(事務局)

先ほども言いましたが、モデルとして池田市のものを参考にしております。他市の使用料を見ましても、おおよそよく似た金額が設定されております。ただ基準とかは不明です。

(委員)

おおよそ池田市に添って決められたのだと理解しました。

以前から豊能町の音響の良いホールでスタインウェイのピアノが弾けるということをウリにすれば、もっと利用者が増えるのではないかと思っておりまして、逆に池田市よりももっと安い料金で利用できるようになれば豊能町のウリになるのではないかという希望をお伝えしておきます。

(委 員)

テレビ中継料とかラジオ中継料とかございますが、どういうものですか。

(事務局)

民間事業者がホールを起点に放映等と行うときの料金ですが、現在まで徴収するようなものはございませんでした。

(議 長)

他にございませんでしたら、質疑を終結します。

採決を行います。只今説明のありました第4号議案「豊能町立文化ホール条例施行規則改 正について」、賛成の方の挙手を求めます。

=全員挙手=

(議 長)

挙手全員であります。よって第4号議案は可決されました。

(議 長)

続きまして、第5号議案「豊能町立図書館運営規則改正について」でございます。 事務局より説明を求めます。

(事務局)

第5号議案「豊能町立図書館運営規則改正について」を説明いたします。

豊能町立図書館運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

提案理由としましては、図書館業務の取り扱いの一部変更のため、豊能町立図書館運営規 則の一部を改正するものです。

内容については、図書館の館長より説明させていただきます。

(事務局)

第5号議案「豊能町立図書館運営規則の一部改正について」をご説明いたします。

本件は、豊能町立図書館運営規則(昭和60年豊能町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正するものです。

第5条第3号中「館内」を「館長が特に必要があると認めたときをのぞき、館内」と改める。こちらは、後方に添付しております運営規則の新旧対照表1頁目の左側下線部分です。

「入館者の心得」の項目ですが、館内での飲食に関する規則です。「館長が特に必要があると 認めたとき行うことができる」の文言を追加します。 当館では、近年の猛暑による熱中症対策をはじめ、館内での水分補給を許可しています。 今後もその必要があると考えますため、規則を改正するものです。また昼を挟む催しの実施 におきまして、昼食を取ることが必要である場合もございますので、柔軟な事業を実施する 上でも集会室や一部の場所に限らせていただきますが、必要があると認めたときは飲食を許 可しようと考えております。

続きまして、第17条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に、次の一項を加える。「2. 前項の承認は、豊能町立図書館集会室利用許可書(様式第5号)により行う。」こちらは、集会室の利用に関して、利用許可書の様式を新たに追加するものです。現在まで、許可書の登録がなされておりませんでした。これに伴い第20条第3項中「様式第5号」を「様式第6号」に改めます。また、第21条第1項中の「様式第5号」を「様式第6号」に改めます。

次に様式第2号及び第3号様式を次のように改める。新旧対照表の2頁目の表をご覧ください。改正点は2つあります。ひとつは申込書記入欄のうち、性別の記入を任意とし、必須記入欄を示す太枠から除外します。また、現在、平成30年1月開始で川西市との図書館相互利用を開始しましたので、利用区分に「相互」を追加します。

続きまして様式3号、対照表の3頁です。図書利用券の登録区分(在住、在勤、広域、相互)に関する区分欄を追加します。登録区分により、図書館利用の条件が異なるため、円滑なサービス提供に登録区分の判別が必要となっています。

また、今回の改正にあわせて、変更が予測される項目(イラストや図書館のホームページアドレス、裏に印刷している注意事項など)以外の、普遍的な事項のみ登録することにいたします。今回の改正にあたりまして、北摂他市の規則も参考にさせていただき、基本事項のみ登録されている自治体が複数ございましたので、豊能町でもそのように変更させていただきます。「様式第5号」を「様式第6号」とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。先程、集会室の利用許可書のところで申し上げました許可書の様式の追加についてです。対照表の4頁をご覧ください。

説明は、以上です。ご審議たまわりご決定いただきますようお願いいたします。

(議 長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委 員)

現状は、水分補給するときには、外で飲んでもらうようにしているのですか。

(事務局)

規則上は、館内での飲食は禁止となっております。ですが、昨年までは館内の入り口付近にベンチを設置し、水分補給をして頂いて良い場所にしておりました。いまは集会室や閲覧室奥など水分補給をしていただく場所を設置しております。

(委 員)

ということは、今回の規則改正以前にスペースを決めて飲食を許可していたということで すね。

(事務局)

運営上、従前よりそのようにさせていただいており、今回現状に合わせて規則改正を行う ということであります。

(委 員)

水分補給以外に想定している状況はありますか。

(事務局)

昨年ですが、トヨノノドリームという催しで、集会室でカフェを開いたことがあります。 図書館の中でカフェをという声もたくさん聞きますので、試みとして実施しました。このような催しなどを想定しております。

また現在ですと館内で昼食を取ることができません。集会室においてもお断りしておりますが、5月におこないました「図書館リゾート」という催しで、一日ゆっくりと図書館で過ごしてもらおうという企画ですが、こういった場合、軽食を取る場所も必要かと実感いたしましたので、そのような場合でも規則が柔軟に対応できるようにと考えております。

(委 員)

新しい利用券は、新しく申請するときに交換する形ですか。

(事務局)

現在のパウチから PVC (クレジットカードのようなもの) に変えます。今年度は10,00 0枚印刷し、基本は新規登録の方から対応はしていきますが、現在のカードをご利用の方も 順次交換できればと考えています。

(委員)

この改正は是非やっていたいです。やはり図書館は、大人も子どももたくさん利用される場所であって、段々機能として児童館とかカフェのような使い方というように柔軟性をもって運営していくのが良いと思います。

(委 員)

利用券の申込書のところに「団体」がありますが、団体に関しては代表者の方が要件をみたしていれば良いのでしょうか。それとも別に要件があるのでしょうか。

(事務局)

団体の利用券ですが、町内に所在している団体が対象です。図書館の広域利用ですが、北 摂10自治体、川西市で行っていますが、団体の広域利用は行っておりません。

(議 長)

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました

第5号議案「豊能町立図書館運営規則改正について」、賛成の方の挙手を求めます。

=全員挙手=

(議 長)

挙手全員であります。よって第5号議案は可決されました。

(議 長)

続きまして、前回会議以降の各課の報告に移ります。

順次、事務局より報告を求めます。

(事務局)

・6月定例議会の報告

(消費税改正に伴う教育施設の使用料改正、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例改正、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正、一般会計補正)

(議 長)

ご質問等はございませんか。

(委 員)

学校への留守番電話ですが、緊急の場合はどう対応するのでしょうか。

(事務局)

緊急時は、本庁の代表電話にかけていただくアナウンスをする予定で、事案に応じて守衛から校長等に連絡が入るような体制をとります。

(委 員)

留守番電話の時間ですが、18時から翌8時までは決定ですか。中学生は18時にはまだ 帰宅してないのではないかと思うのですが。

(事務局)

基本は、その時間でお願いしますが、学校長判断で変更は可能です。

(事務局)

中学生がまだ帰宅していないのではないかというご質問ですが、この間部活動の在り方について指針を出すことで学校と協議をしまして、十分子どもたちが18時には帰宅するだろうという時間にはクラブ活動を終えることにしております。

(委 員)

翌朝8時まで留守電ということですが、この辺りの保護者はとっくに出勤している時間帯だと思いますが。

(事務局)

時間については何度か校長とも協議をしました。意見の中には、各学校の実態に合わせて という意見も出ましたが、留守番電話を導入するにあたり、職員の異動によって対応が変わ ることに問題があるということで基本の時間を決めております。

設置機器は、手動で切り替えることも可能ですので、8時前に解除してもらうこともできます。その辺りは、学校の判断に委ねておりますが、欠席等の連絡については、連絡帳の利用を促していきます。

(議 長)

次に、教育総務課から順に報告を願います。

(事務局)

教育総務課

- ・就学援助の認定状況
- ・中学校給食事業者の見学の報告
- ・空調器の設置状況

教育支援課

- ・6/19 中3チャレンジテストの報告
- · 6/22 PTA 総会の報告
- ・運動会等における組体操について
- ・吹田市での拳銃所持事件等への対応について

子ども育成課

- ・子育て推進プロジェクト ファミリーフェスタ (6/19、6/24) の報告
- ・5/17 大津市での交通事故を受けての町内の点検について

生涯学習課

・事業予定について

(議 長)

ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。 なければ、報告については終わります。

(議 長)

「その他」の案件で、私の方からお話をさせていただきたいと思います。

この間、一次検討が中断いたしておりました少子化に伴う学校園の再編につきまして、これまでの経緯を振り返り、再度意見交換をしてまいりたいと思います。

それでは私の方からこれまでの経過等につきましてご説明をさせていただきます。

子どもたちの数が減りまして学校園をどうするかという問題につきましては、全国の52%の町で検討されているところであります。これは農村部だけでなく都市部においても子ど

もの数が減っているところが沢山あります。我が豊能町におきましても教育委員はじめ、時間をかけて、子どもたちにとりましてどのような教育環境がふさわしいかを中心に活発に議論を進めていただき、その内容につきましては私も議事録を読ませていただきました。

議論の中で東西両地区に1小1中を残していくという考えもございましたが、子どもたちの減少が早く進むことが想定され、最終的には教育委員会として1小1中に統合して小中一貫校とするとの案にまとめ、教育総合会議におきまして町長へ報告し、意見交換のうえ平成30年2月に教育大綱に基本方針として掲げていただいたところであります。

このことを元に保護者・地域への説明会を約30回開催していただいておりますけれども、 東地区の皆さんから東地区に小中学校を残して欲しい旨の嘆願書が町長、教育長宛に提出を されました。また、この1月末に池田町長がお亡くなりになり、3月に塩川町長が誕生いた しました。新町長は地域の説明会にも参加され、疑問点等を指摘されていましたけれども、 町長になってどのような町政運営をしていくか、3月11日議会での所信表明の中で一番に 教育改革を挙げられているところであります。すでにお読みであると思いますが、私の方で 確認の意味で所信表明を配らせていただき、教育に関係あるところを読ませていただきます。

2 頁目でございます。「教育大綱において、すべての小中学校を西地区に一つにまとめる 小中一貫校・学校再配置の構想が発表され、予算を計上し、基本計画と基本設計業務に着手 されました。また、東地区では道の駅構想が持ち上がり、基本設計と実施設計を行うことが 発表されました。私は、これらの計画実施には多額の経費が必要で、町財政の破たんを招く 恐れがあり、子どもたちに将来の負担を強いるものと危惧しました。そこで、学校再配置の 住民説明会にも出席し、町と教育委員会の考え方を質してきました。将来を担う子どもの教 育環境の充実は、誰もが望むものでありますが、残念ながら、多くの方々が疑問を持つ財政 措置の説明はありませんでした。また、東地区に学校がなくなる場合、人口減少を加速さ せ、結果、東地区の衰退を危惧する意見も多く寄せられておりましたが、まちづくりの観点 での回答はありませんでした。」という前置きがございまして、4頁のところでございま す。「まず、私の所信の一番目は『教育改革』でございます。少子化により、学校の再配置 は、いずれは避けて通れない課題であることは確かであります。小中一貫教育は、子どもの 成長に合わせた「学び」と「育ち」の連続性を大切にする教育課程で、「教育の質」を上げ るソフト面の充実が第一であると考えています。その上で、ハード面の整備に関しては、町 財政の観点から、今ある施設を活用して、東西それぞれに、小中一貫校を設けるべきである と確信しております。よって、現在の1小1中による小中一貫校の計画を取りやめ、東西に それぞれ小中一貫校を置くための計画を策定いたします。また、小規模校に合った特色のあ る学校教育を充実させることが「教育日本一」を目指せると考えております。そのために は、「学力・体力・生活」の継続した総合調査が必要であり、これにより、子どもの成長を 把握・分析することで、教師の指導力・授業力の向上も図れる改革を行います。また、学校 再配置にあわせ、保育所、幼稚園は、国の補助金を活用できる民営化により、パーク&ライ ド型、保幼連携型認定子ども園の開設を推し進めます。民営化により、町財政の負担を軽減 し、その分を保育料の無償化に向け、振り向けてまいります。」。

私もこれを読みまして、将来の豊能の町を支える子どもたちの教育を、そして教育改革を 一番に挙げられておられるのは、すごいと思ったところであります。

委員の皆様はどうお感じになりましたか。この後、それぞれのご意見をお出しいただきたいと思います。ただ、最初に断っておきますが首長が所信表明で考えておられることを教育

委員会は全てその通りに進めるとこではないというように思います。新しい教育委員会制度に変わりましたが、教育委員会で論議をし、論議した内容を尊重しながら教育長がまとめ、判断していく。教育委員会として違うことは首長にも問題提起をしていかなくてはならないというように思います。そのような考え方であるということを最初にお断りさせておきたいと思います。

今回は首長が代わられて、その考え方を示されたというとこで、とりわけ学校再編のあり 方につきましては、教育委員会でずっと時間をかけて考えて来ていただいたことと違う考え 方をなさっております。また、色んな観点から学校、保育所、幼稚園のことについても進め 方、考え方を述べられておりますので、どこからでも結構ですのでご意見を出していただけ ればと思います。

今日は、結論付けるとかではなく、ざっくばらんに出していただき、回を重ねて検討を進めて行きたいと思いますし、町長に来ていただいて意見交換する場も設けてまいりたいと考えております。それだけでなく、保護者の方、地域の方のご意見も伺う場も設定していきたいというように考えております。

(委 員)

前々の町長のあたりから話はしていたのですが、やはり小学生の発達の段階が変化してきているということで区切りが 6-3 制で良いのかというところから始まりまして、我々はハード面の話ができないので、ソフト面を充実していこうと議論をしてきました。

何度か小中一貫に関する研修会や講演会にも参加させていただき、豊能町ではどのような 形が良いのかの案をたくさん出してきました。東西1小1中が良いとやってきましたが、ソ フト面を充実させて動きやすい形は一体型の学校だと早い段階から言ってきました。当然、 町も財政面が厳しいことも分かっておりましたので、隣接型についても考えていました。

池田町長になられるまでは、ハード面は動いておらず、池田町長になられてからハード面の話も具体的に動きが出てきて、それならば一体型でやっていきたいということになってきました。

東西にぞれぞれあった方が良いのかどうかという議論は最近になってからですが、やはり子どもの人口のカーブ等を見ていますと、東西にそれぞれ整備しても近い将来、また一つにしない状況が見えていましたし、近々の課題でもありますので、一気に一つにまとめる方が教育としてもやり易い、またそれほど遠く離れた距離でもないということでもあったので、一緒にする形が良いのかなというようになりました。

実際に説明会を開催すると東地区の方は残して欲しいという意見はありますが、西地区もすごく人数が減っており、今年の東ときわ台小学校の入学生は14人で来賓の方が多かったくらいです。西地区だけでも早く動かないと駄目だなという思いを持ち続けております。

いまガラッとこの所信表明にある通り方針が変り、強い意志で塩川町長が誕生されています。いまは当初考えていましたが、動きはすごく取りにくいのですがソフト面だけでも小中一貫を動かすべきかと…。悩ましい状態にあるというのが、私の現状です。

(議 長)

やはりソフト面が大事だと思います。もちろんハードとソフトは一体的なものですが、9年間をつなぐ教育、豊能町ではとりわけ保幼小中、保育所・幼稚園からつないでいく、これ

は他の町では見られない。やはり幼児期にいかに成功経験、あるいは生活習慣を身に付けておくかによって小学校に上がったときに変ってくるので、それを意識しているのかが大切です。いまはそれぞれの学校でやっていますが、町として一つの方針のもとに取り組むところに持っていかないといけないと、これまでの経験から思っています。

(委 員)

保幼小中一貫教育の取り組みは、これまでもすごく大事にしてきて、豊能町の少ない予算の中で一定の学力向上等成果を上げてこられたのも、就学前の教育が公教育でやってきており、小学校とのつなぎが良いことがすごく大きな要因と考えております。

保幼の民営化の話が出るといつもそれが不安になります。この小さな町で(保幼を)民営化をして、どれだけの利益を上げられるのだろうかと、これからまだまだ子どもが減る状況の中で民営化にスライドして、果たしてそれが保障されていけるのだろうかと不安がすごくあります。豊能町は府内でも珍しく保育所の先生と幼稚園・こども園の先生が人事異動を含め、交流ができている地域で、そのことが子どもたちの育ちに好影響を与えてきていることが、民営化に動いて行けばどうなるのだろうかと不安があります。

それと小中の9年間に関しても、ソフト面の充実はこれまでもずっと言ってきており、実行してきているのですが、先生方からすれば一定のハード面の見通しが無い中で、「ソフト面の充実を」と言われても中々本腰を入れて、特に中学校の先生にとって本腰を入れて研究して行けるのだろうかと疑問が残っています。吉中であれ東能勢中であれ、クラスの数が減ってきており、全ての教科の先生が揃わない状況が生まれてきている中で、ソフト面の一貫の研究をしろと言われても時間的にできるのだろうかと…。「先生方の頑張り」ばかりに我々は要求しているのではないかとの思いがあります。

小学校も1学年1クラスの状況が西地区でも続いているので、経験の浅い先生にとれば、 自分の目の前の授業づくりが精一杯で、自分のスキルを上げていくまでには至っていないの ではないかと見ていて思うところがあります。その中でソフト面の小中一貫について一緒に 考えていくのは非常に厳しいものがあるのではないかと思います。

先生方の頑張りのみに依存するばかりではなくて、一定ハード面の整備も一緒にするというビジョンがあって、そこに向かってみんなで取り組んでいくということが大事ではないかと思っています。

先ほど東ときわ台小学校の話(新入学児童の数)が出ましたが、西地区の3校を合わせても2クラスができるのだろうかという状況になりつつあるので、この辺りのハード面の整備も急がないといけないと思っています。既存の建物を使ってとの町長のお考えですが、既存の建物が本当に古いので、それを使っていくことが逆に財政面で町に負担をかけることになっていかないのかと、町民の一人として疑問があります。

私自身教育委員の一人として仕事をさせていただいており、この間、町長がお代わりになり町としての考え方も変わっていくのかなとの思いを持ったりしておりますが、西地区住民の保護者と話をしていると、平成35年に小中一貫校ができると思われている方が多くいらっしゃいますので、その辺りの話を含めて我々の論議も急いでいかないといけないと思っています。

(議 長)

(保幼の) 民営化の話につきましては、ご心配されていることは分かっておりますし、保 幼の先生方がどちらの免許も持って交流されていることも聞いております。やはり小さな町 でも「民に頼るところは民に頼む」という形は考えていかなればならないと思います。ただ、 それをどうするかの判断は、研究をしながら検討はしていかなければと思います。

それと小中一貫教育のことですが、一つの町として大きな目標を立てて、小学校と中学校の文化の違いを理解していく(互いの難しさや良さをお互いに学んでいく)、そして皆で小学校1年生から中学3年生まで同じスタンスで見ていく、そういうような考えに先生方を持っていくことが大事かと。それにはかなりの時間がかかります。

(豊能町の学校の再編について)これまで長い間、議論されていることですので、一定期限をきって結論を出し、皆さんにお知らせしていく必要があると思います。ただ、いろんな方の意見を丁寧に聞く時間は取っていく必要はあると思いますし、保護者・地域の方に説明するときは、「学校の姿=こういう教育を進めて行く」ということを分かり易く説明する必要があると思います。

(委 員)

長い間、議論してきたのですが、まずは「子どもの教育環境を整えたい」というのが我々の願いだと思います。その方法については、これからまた時間をかけていかなければと思うのですが、「子どもの教育環境を整える」ということと「将来の財政不安」とをつなげるということがどうかと。

それと「小規模校の良さ」と言われるのですが、学校を一つにしたとしても小規模校で、 東西に一つずつにした場合は極小規模校での教育を考えなければならないという状況も分かっていただきたいと思います。

(議 長)

豊能町の将来を担ってくれる子どもたち、その子たちにとって相応しい教育環境と整えていくのは、やはり行政の責任であると思いますし、その在り方についてはこれまでも論議していただいていますが、財政面は町長部局であり、学校を建てていただく必要がありますので…難しい問題ですが。学校を見させていただきましたが長い目で見たとき、いまの既存施設を活用してというのは難しい、かえって財政負担が増えるのではないかと感じています。

(委 員)

私も「地域の子どもの教育環境を何とかしたい」との思いでやってまいりました。議論の中で、我々としてはこれで(1小1中小中一貫校)やっていこうじゃないかという気持ちでいましたので…。いまはできればまず「教育力日本一」を目指して欲しいなと思っています。

(議 長)

教育日本一を目指すには、教育委員会だけではできませんし、みんなで知恵を絞りハード面もソフト面も考えていかなければならないと思います。そのためには先進的に取り組まれている学校、町を研究し、豊能町の子どもたちにとって、あるいは地域にとってどのような学校やシステムが必要なのかを探っていく必要があると思います。

(委員)

先日、町村教育委員連絡協議会の総会・研修会で、新学習指導要領についての話がありました。その中で、主体的・会話的で深い学びを目指すために授業改善が求められていると。いままでの授業内容ではなくて、本質的なところを見ていかなければならないというようなことかと思うのですが、①カリキュラムマネジメントの側面として教科の横断的な視点が必要、②教育課程のPDCAサイクルを回す、③必要な人的・物的な体制を確保する、その三つをおっしゃっておられました。そのいずれも現場の先生方だけで進めることはかなり厳しく、必要な人的・物的な体制を確保するためのマンパワーが要るのではないか、現場の先生だけでは授業改善していくだとか、新しいことに向かっていくことは難しい、人の数が足りないという感想を持ちました。

それと今回の豊能町のことですが、やはりこれまでの流れがありますので、同じことを同じ経路を辿っていては、事は運ばない、まとまっていかないということは明白なので、いろんなことを考えて進めていなかなければならない。とは言っても、ゆっくりはしていられないと思っています。

いずれにせよ教育委員会・行政だけでなく、学校の先生の協力、そして地域住民の本気度・協力、全てが集結されていかなければ、豊能町は変っていかないと実感しています。

(議 長)

基本的な考え方は、教育委員会でその柱立てはして、先生方にお示しし、進めていく必要がある。そのためには、今のスタッフだけではとても厳しい話ですので、新たな部署が必要になってくると思います。このことはきちっと町長部局や議会にお願いをしていかなければならないと思いますし、学校が建設される、あるいは軌道に乗るまでは、そのような体制が必要だと思います。それから、やはりこれは町ぐるみで子どもたちを応援していくという体制を取っていく、そのためには色々な情報を町民の方、保護者の方、地域の方にお知らせをしていくシステムも必要かと思います。

いま様々な角度からご意見をいただきましたが、それぞれ大切なことばかり出していただきました。これらのことをベースにして、これから本件につきましては、豊能町の子どもたちにとってより良い教育環境がどうあるべきかを大事にしながら、我々で議論を深めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で、6月の定例会は終わらせていただきます。長時間に渡り、ありがとうございました。

7月の豊能町教育委員会会議につきましては、7月24日(水)午前9時30分より開催させていただきます。

次に8月の教育委員会会議の日程調整ですが、8月20日(火)、22日(木)、26日(月)から28日(水)のいずれかの日で、午前9時30分から開催したいと考えています。

委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

= 日程調整 =

(議 長)

それでは、8月の教育委員会会議は、8月26日(月)午前9時30分からでお願いします。

(委 員)

案件とは違うことなのですが、一つよろしいでしょうか。

教科書採択でいま見本を見せさせていただいており、教科書の有り様があまりに変わって きているのに驚いております。その辺りのことを我々が勉強する機会を設けてもらえないか と思っております。

(事務局)

このあと相談させていただきます。

(議 長)

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和元年度第3回豊能町教育委員会会議(6月定例会)を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後5時57分